

## 函館市妊婦健康診査費償還払に関する事務取扱要領

### 1 事務処理

(1) 申請書等を受理する前に申請書類等の確認を行うこと。

(2) 申請金額等の考え方

申請金額については、「1回の健診受診」にかかった費用であることから、実施費用額と医療機関領収書が合致すること。

ただし、医療機関領収書に保険適用分が合算されている場合は、保険適用分を除外した額を実施費用額とすること。

(3) 領収書について

領収書は、その原本のみを提出させることとする。なお、申請者が領収書の原本を必要とする場合は、次によること。

再発行が難しい等の理由でどうしても原本の提出が困難な場合には、職員が領収書を複写し、申請者の同意を得て、領収書原本の裏面に「申請済」のゴム印を押印したうえで返還すること。

### 2 支払いに関する事項

(1) 支出に係る起案、起票は毎月1日、および15日の2回とする。

(2) 決定通知書について

申請書を受理した場合は、速やかに審査を行い、その結果を本人に通知する。

(3) 支払いは、速やかに実施する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。